

川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建物基本設計等業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建物基本設計等業務委託に係る受注事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、提案内容を公平に審査するため、『川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建物基本設計等業務委託事業者選定委員会』(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所管し、当該業務にふさわしい受注事業者を選定するものとする。

- (1) 選定方法及び評価基準等の審議に関する事項。
- (2) 参加表明書等の提出書類の審査に関する事項。
- (3) プロポーザルの評価及び契約候補者等の選定に関する事項。
- (4) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、10名以内とし、町長が任命する。

- 2 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、町長が任命する。
- 3 委員長は選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、第2条に規定する業務が終了するまでとする。

(会議)

第4条 選定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の3分の2の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係職員を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(委員の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公正、公平に審査を行わなければならない。

(守秘義務)

第6条 選定委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、審査委員会に出席した委員以外の者も同様とする。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、企画情報課に置き、事務局は選定委員会の庶務を行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長と事務局が協議の上、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。